

# THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW  
OF  
KANSAI UNIVERSITY

JANUARY 2018

VOLUME LXVII

NUMBER 5

## Articles

Abolition of the Death Penalty in Council of Europe  
Observer States, Resolution 1253 (2001)  
—The Death Penalty in the Documents of Ministry of  
Foreign Affairs of Japan.....Kenji NAGATA (1)

Business Transfer, Corporate Divestiture and  
Transfer of Labor Contracts.....Hiroaki HARA (57)

Über den Begriff der „Aussetzung“  
in den §§ 217 ff. jStGB (1).....Hiroki YAMASHITA (73)

Die überlegene und entscheidende Stellung der  
Zustimmung vom Angehörigen als ein Element des  
speziellen Rechtfertigungsgrunds im  
japanischen Organtransplantationsgesetz (1).....Yuri GOTO (90)

On the Legality of Business of Advice for  
Lawsuit in Ancient China.....Haruhito SADATE (1)

## Case Note

Exercise of Public Entity's Right to Make Public Official  
Reimburse by Residents Suit and His Individual  
Liability in State Redress Act.....Shinji YUKIKADO (129)

## Translation

Report of the Special Rapporteur on the situation of  
human rights and fundamental freedoms of  
indigenous people, Rodolfo Stavenhagen  
—MISSION TO THE NEW ZEALAND.....Takeshi TSUNODA (154)

## Material

The Rights of Persons with Disabilities Act,  
2016 of India (Translation).....Noriyuki ASANO (201)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY  
OSAKA, JAPAN

ISSN 0437-648X

關西大學

# 法學論集

第67卷 第5号

平成30年1月

## 論説

日本の死刑執行停止を求める欧州評議会  
2001年決議について.....永田憲史(1)  
——死刑に関する外務省情報公開文書を読み解く——

事業譲渡・会社分割と労働契約承継の  
解釈論・立法論の検討.....原弘明(57)

遺棄罪の諸概念の内容について(1).....山下裕樹(73)

臓器移植法における正当化要件としての  
家族の決定的かつ優越的な同意(一).....後藤有里(90)

旧中国の訴訟アドバイザー「訟師」の  
合法性について.....佐立治人(1)

## 判例研究

国家賠償法における自治体の公務員に対する  
求償権の住民訴訟による行使と  
公務員の個人責任.....由喜門真治(129)  
——大分地判平成28年12月22日裁判所 Web——

## 翻訳

ロドルフォ・スタベンハーゲン  
「先住民族の人権および基本的自由の  
状況に関する国連・特別報告者報告  
——ニュージーランド」.....角田猛之(154)

## 資料

インド2016年障害者の権利法.....浅野宜之(201)

関西大学  
法学論集

第六十七卷  
第五号

平成三十年一月

関西大学  
法学会

關西大學法學會

関西大学法学会役員（五十音順）

会 長	柄谷利恵子(庶務)	滝川敏明	松代剛枝
小泉良幸	川口浩一	多治川卓郎	松元雅和
評議員	川口美貴	辰巳直彦	水野吉章
浅野宜之	河村厚	田中謙(会計)	村上幸隆
荒木修	木下智史	津田由美子	村田大樹
栗辻悠	金玲(会計)	角田猛之	村田尚紀
飯島暢	権南希	寺川永(編集)	元氏成保
五十嵐元道(会計)	葛原力三(監査)	寺島俊穂	森宏司
池田慎太郎	久保宏之	中島洋樹(会計)	森岡安廣(庶務)
石橋章市朗	栗田隆	永田憲史	森田崇雄
市原靖久	小泉良幸	中野徹也	森本哲郎(編集)
今西康人	後藤元伸	中村哲	安武真隆
上田真二(会計)	小西秀樹(編集)	西平等	大和正史(会計)
浦東久男	近藤剛史	西澤希久男	山名京子
占部洋之	今野正規	西村枝美	山中友理
大住洋	坂本治也	原弘明	山本慶介
大津留智恵子	笹本幸祐	馬場圭太	由喜門真治
大仲土和	佐立治人(編集)	羽原敬二	横田直和(編集)
大沼邦博(庶務)	佐藤やよひ	早川徹	吉田栄司(庶務)
岡本哲和	佐伯和也(編集)	廣川嘉裕	吉田直弘
尾島史賢(会計)	下村正明(庶務)	福島豪	吉田徳夫
梶原晶	白須真理子(会計)	藤原稔弘	若月剛史(庶務)
春日偉知郎(庶務)	高作正博	松尾知子	若松陽子

前号目次（第67巻第4号）

論 説	
イギリスにおける動態的国際秩序思考（2・完） ——プライアリとカー——	西 平 等
過失犯における特別知識と 特別能力の考慮について（2）	森 川 智 晶
済南事件と蒋介石・南京国民政府の 対日政策の転換（1927-1928） ——華北問題の起点として——	左 春 梅
判 例 研 究	
建物の仮差押えと民事執行法81条の 法定地上権の成否 ——最判平成28年12月1日民集70巻8号1793頁——	栗 田 隆
翻 訳	
ジェームズ・アナヤ 「国連・先住民族の権利に関する特別報告 ——ニューージーランドにおけるマオリの 人びとの現状」	角 田 猛 之
ミヒャエル・パヴリック 『市民の不法』（17）	飯 島 暢 川 口 浩 一 森 永 真 綱
資 料	
呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（五）	佐 立 治 人

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。  
1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。  
2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会は、大阪府吹田市山手町3-3-35に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。  
1 法学部及び大学院法務研究科（以下法科大学院と称す）の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。  
2 政策創造学部の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。  
3 法学部、大学院法学研究科、法科大学院、政策創造学部またはガバナンス研究科の非常勤講師であって入会した者。  
4 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。  
5 政策創造学部の学生であって入会した者。  
6 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。  
7 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。  
1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。  
2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。  
1 会長 法学部長をもって充てる。  
2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。  
3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。  
その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額15,000円を、同条第3号から7号までの会員は会費年額6,000円を納めることを要する。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 この規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、平成27年7月22日から施行する。ただし、従前の第8条の規定により平成21年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

2018年1月11日 印刷 関西大学 第67巻  
2018年1月18日 発行 法学論集 第5号

編集兼 関西大学法学会  
発行人 振替 00910-4-66882

印刷所 (株)富山房インターナショナル  
東京都文京区千石2-25-11

発行所 関西大学法学会  
大阪府吹田市山手町3丁目3番35号  
関西大学法学部内

